

琉球王国のグスク及び関連遺産群

摘要

「琉球王国のグスク及び関連遺産群」を構成する一群の遺跡及び記念工作物は、12世紀から17世紀にかけての500年間にも及ぶ琉球王国の歴史を示している。

9つの構成資産は、2つの石造記念工作物及び5つの城跡の考古学的遺跡群、及び2つの文化的景観を含む。それらは沖縄島に分布し、総計54.9ヘクタールに及び、緩衝地帯は総計559.7ヘクタールである。

壮大で標高の高い丘陵地に築かれた城(グスク)跡群は長期間にわたる琉球王国の社会構造の証であり、神聖なる遺跡は現代にまで継承された宗教の古来の形態を残す希少な無言の証拠であることを示している。この時代における琉球諸島の広域にわたる経済的、文化的接触は独特の文化形成の起源となった。

評価基準

評価基準(ii)

残存する記念工作物は、数世紀にわたって、琉球列島が東南アジア・中国・朝鮮半島、及び日本との間の経済的・文化的交流の中心としての役割を担ったことを鮮明に証明している。

評価基準(iii)

琉球王国の文化は、特殊な政治的・経済的環境の下に進化・繁栄を遂げ、その結果、独特の性質を持つものとなった。

評価基準(vi)

琉球の神聖なる遺跡群は、浸透した他の世界的な宗教(仏教)とも並行しつつ、現代にもその本質が継承された自然と祖先崇拜の固有の形態の希に見る事例であることを示している。

完全性

琉球地方には、およそ300余りのグスク及びその関連資産が残されているが、そのうちの5つのグスク群をはじめ、それに関連する2つの記念工作物及び2つの文化的景観が構成要素として含まれる。個々の構成資産は、琉球の文化的伝統に固有の宗教の思想・行為の代表的なものとして優れており、それぞれに境界及び緩衝地帯の範囲が定められている。それらは、琉球王国の500年間にわたる制度の地理的・歴史的性質のみならず、政治的・経済的・文化的独自性を端的に表しており、最高品質の全体性・無傷性を確実に保持している。

真実性

地域一帯は、第二次世界大戦において甚大な被害を受けたため、構成資産の多くにおいて復元事業が行われてきた。日本では、百年以上もの間、厳格な基準の下に修復及び復元が行われてきたため、構成資産の形態・意匠及び材料・材質の真実性の水準は高い。構成資産はすべて創建当初の位置を踏襲しており、考古学的な発掘調査で判明した建造物の痕跡についても、地下において保存が図られているため、位置・環境の真実性は維持されている。当初の部材と修理及び修復された部材との区別ができるように配慮されているほか、修復部材の選択にも十分配慮さ

れている。第二次世界大戦直後には、不適當な材料の下に修復された複数の箇所も存在したが、適切な材料と取り替えたり、明確に区別したりすることが行われてきた。そのような計画は、すべて事前の詳細な調査研究に基づくものである。

首里城正殿の復元は、焼失する以前の建物の実測図・古絵図・古写真に基づくのみならず、広範囲にわたる発掘調査によって正確に地下遺構を確認しつつ実施されたものであり、失われた建築の正確な複製品は今や沖縄の人々の矜持を象徴する偉大な記念物となっている。

識名園においても同様の手法が採用され、国王の別邸庭園の正確な再現が行われた。地下に残された遺構については、細心の発掘調査及び記録が行われ、必要に応じて、原位置における復元構造物と区別して無害の土又は砂の層によって被覆し、修復・整備の形態から保護するなど、良好な状況で保存されている。

職人の技術の点においても、等しく高水準の真実性が保持されており、伝統的技術がすべての修復・保全計画において広範囲に用いられている。

以上のとおり、資産は形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境、機能、精神性の観点から、高い水準の真実性を保持している。

保護・管理の要件

個々の構成資産は、日本の文化財保護法の下に重要文化財・史跡・特別名勝に指定され、厳密な保護・管理が行われている。

構成資産の所有者は、多岐にわたっている。斎場御嶽と座喜味城跡は、それぞれが所在する地方公共団体の所有である。今帰仁城跡、勝連城跡、中城城跡は、大部分が公有地であるが、部分的に私有地を含む。首里城跡は国と沖縄県の所有である。玉陵は沖縄県と那覇市の所有、園比屋武御嶽石門と識名園は那覇市の所有である。

管理に関する権限は文化庁にあり、これらの構成資産の維持・修理・活用の責任は、所有者又は地方公共団体にある。また、国及び沖縄県が財政上の支援及び技術面における支援を行うことができることとされている。

沖縄県は、固有の自然環境や伝統文化を活かした国際的な観光リゾート地域の形成を目指しているが、さまざまな整備計画の下に構成資産の保護が図られている。

個々の構成資産の周囲には、適切な範囲の緩衝地帯が設けられている。緩衝地帯においては、建築物の高さ・意匠・色彩等が各々の市村の条例によって制限されている。また、ほとんどの構成資産の緩衝地帯は都市公園計画にも含まれており、構成資産の周辺環境への展望の改善及び来訪者への公開活用のための計画が立案・実施されている。今帰仁城跡、中城城跡、勝連城跡については個別の管理計画が定められているものの、資産全体を網羅する管理計画は未だ不十分である。資産を長期的に保護・管理するための計画が不可欠であることから、2011～2012年に沖縄県が関係地方公共団体との連携の下に資産全体の包括的保存管理計画を策定中である。